

「川口市SDG s 特設サイト」構築・運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

川口市では、令和6年5月に国の「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定されたことを受け、市域におけるSDG s の理念の浸透を図り、市民をはじめ、各主体によるSDG s 達成に向けた自主的な取組を促進するための事業を推進しているところである。

本業務はその取組の一環として、SDG s に関する基本的な解説をはじめ、市のSDG s に関する事業の紹介、川口市SDG s パートナーとなる市内の企業や団体等のSDG s 推進に関する活動やイベント情報等の情報を集約化し、市内外に対して誰にでも分かりやすい情報発信を行うこと、パートナー登録団体同士がSDG s の取組に関する情報共有や相談等を行うことや、パートナー同士の協力関係の構築に資する場としても活用するためのプラットフォームとして「川口市SDG s 特設サイト」を構築・運営するものである。

当該業務にかかる豊富な知識・経験が必要であるため、最も適した者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 「川口市SDG s 特設サイト」構築・運営業務委託

(2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日(月)

(3) 業務内容

本業務は、「川口市SDG s 特設サイト」構築・運営業務委託プロポーザル方式業者選定委員会において、最優秀提案に選定された提案内容を基に、別紙仕様書に定めた業務を行う。

(4) 委託金額の上限 2,853,400円(税込)

※次年度以降の年間保守費用も別途提示すること。次年度以降の保守費用は300,000円程度を見込む。

3 実施形式 公募型プロポーザル

4 応募資格

応募者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 令和6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 過去5年間において、国や地方公共団体又はその他の公共団体でホームページ作成業務の実績があること

5 提案内容

本業務委託においては、別紙仕様書に定めた範囲において、川口市SDGs特設サイトの構築・運営に関する提案を行うこととする。

6 スケジュール

項目	日程	備考
① プロポーザル実施のHP公表	令和6年10月17日（木）	関係資料は川口市ホームページからダウンロード
② 質問書の受付	令和6年10月22日（火） ～令和6年10月29日（火）17:00	
③ 質問書への回答	質問書受付後随時	川口市ホームページに掲載
④ 参加申込書締切日	令和6年11月5日（火） 17:00（厳守）	持参または郵送（必着）
⑤ 参加資格の確認結果通知	令和6年11月8日（金）	参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知
⑤ 応募書類提出締切日	令和6年11月12日（火） 17:00（厳守）	持参または郵送（必着）
⑥ ヒアリング	令和6年11月19日（火） （予定）	プレゼンテーション形式
⑦ 結果通知	令和6年12月上旬	
⑧ 契約の締結	令和6年12月上旬	

7 手続き等

(1) 担当事務局

川口市 企画財政部 企画経営課

所在地：川口市青木2丁目1番1号 第一本庁舎4階

(書類郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1)

電話：048-259-7627 (月～金 8:30～17:15 祝日は除く)

Email：040.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 関係資料の配布

川口市のホームページからダウンロード

(3) 質問書の受付及び回答

①質問方法

この募集に関して質問がある場合は、別添の質問書(様式1)に質問内容を具体的に記入し、電子メール(040.01000@city.kawaguchi.saitama.jp)にて提出すること。提出後は、到着を確認するために必ず電話連絡を行うこと。

なお、質問の受付期間は、令和6年10月22日(火)～令和6年10月29日(火)17:00までとする。

②回答方法

質問とそれに対する回答は随時ホームページにおいて公開する。

(4) 参加申込書の提出

本件に参加しようとする者は、参加申込書を下記のとおり提出すること。

①締切日：令和6年11月5日(火)17:00(厳守)

②提出先：川口市 企画財政部 企画経営課 企画係

③提出書類：参加申込書(様式2)

④提出方法：持参または郵送

※郵送の場合は、令和6年11月5日(火)必着のこと

(5) 応募書類の提出

①締切日：令和6年11月12日(火)17:00(厳守)

②提出先：川口市 企画財政部 企画経営課 企画係

③提出方法：持参または郵送

※郵送の場合は、11月12日(火)必着のこと

④提出書類：10部(A4判)

a. 企画提案書(任意様式)

※記載内容は、「川口市SDGs特設サイト」構築・運營業務委託審査基準表の各項目に留意し、人員体制及び本企画内容と同程度の業務実績についても必ず記載すること。

b. 見積書(任意様式)

※内訳も明記すること。次年度以降の保守費用も別途提示すること。

c. 企業・団体概要（様式3）

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和6年11月8日（金）17時までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

9 ヒアリング（プレゼンテーション）

- (1) 日程：令和6年11月19日（火）予定
- (2) 場所：川口市役所第一本庁舎（所在地：川口市青木2-1-1）
- (3) 出席者：3名以内
- (4) ヒアリング方法：応募書類に基づき、説明を20分以内、選定委員からの質疑を10分程度行う。パワーポイントの使用は可とし、本市が機器を用意するが、パソコンは企画提案者が持参するものとする。
- (5) 備考：時間・会場等詳細は後日通知する。審査会は、非公開とする。

10 選定

ヒアリングは、別添「川口市SDGs特設サイト」構築・運營業務委託審査基準表に基づいて審査を行い、最優秀案を選定する。評価点の合計が同点の場合は議長が決する。

11 契約方法 最優秀案を提案した者と随意契約を締結する。

12 結果通知

審査終了後、全員に書面で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

13 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。

14 その他

- (1) 追加資料の配布や募集に関する連絡事項がある場合は、ホームページにおいて通知する。
- (2) 契約の際に、企画内容の詳細を別途協議・調整のうえ、企画提案書及び見積書の内容等について、変更を行う可能性がある。

- (3) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (5) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとし、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。ただし、本市は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (6) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

15 問合せ先

川口市企画財政部企画経営課企画係 担当 宇田川・藤木・菅原
〒332-8601 川口市青木2-1-1 第一本庁舎4階
電話 048-259-7627
メールアドレス 040.01000@city.kawaguchi.saitama.jp